

よくある質問とその回答



Q1 過去に抽選になった学校はありましたか？

A1

過去に抽選になった学校は、次のとおりです。

- ・南市岡小学校… 令和6年度入学（支援学級）
- ・磯路小学校… 令和5年度入学
- ・市岡中学校… 平成26年度、平成27年度、平成30年度～令和5年度入学
- ・港南中学校… 平成29年度、令和6年度入学
- ・市岡東中学校… 令和2年度、令和3年度、令和5年度、令和6年度入学

Q2 小中一貫校を希望しています。落選した場合、改めて港区の学校を選択できますか？

A2

小中一貫校を選択した場合も、「Q&A 5」同様希望する学校は1校となります。繰上げ当選とならなかった方は、通学区域への就学となります。

Q3 希望する学校が抽選となったとき、何か理由があれば優先されますか？

A3

希望する小学校に兄や姉が学校選択制により在学しており、弟や妹が同じ学校を希望する場合は、「きょうだい関係」による優先があります。ただし、該当小学校の受入人数が「きょうだい関係」を超える場合は抽選になります。（学校案内4ページ、小学校の抽選における優先をご覧ください。中学校はありません。）

Q4 当選を辞退することはできますか？

A4

当選された方は、私立学校等に入学が決定した場合を除き、**当選を辞退することはできません**。希望変更期間中のみ変更は可能です。十分にお考えのうえ学校選択は慎重にしてください。

Q5 A学校の校区に住んでいますが、B学校を選択し抽選の結果、当選しなかった場合はどうなりますか？ その後C学校を選択することができますか？

A5

港区では、あらかじめ希望できる学校は1校のみです。落選してからC学校を選択することはできません。落選した場合、補欠順位を決定し登録します。その後、私立学校等の進学や転出により受入可能となった時は、繰上当選でB学校に就学することができます。なお、繰上当選にならなかった場合は、通学区域校への就学となり通知はいたしません。

Q6

A小学校の校区に住んでいますが、隣接するB小学校を学校選択しようと考えています。6年後B小学校を卒業した場合、B小学校の接続中学校へ進学したいのですが、そのまま行くことはできますか？

A6

「選択制」でB小学校に入学した場合、B小学校に接続する中学校に進学できるものではありません。A小学校校区の中学校が校区になりますので、再度中学校を選択していただく必要があります。

Q7

A小学校の校区からB小学校の校区に引越しをしたが、「指定校変更」の制度を利用し、A小学校に継続して就学しています。中学校はB小学校の通学区域のC中学校になりますが、A小学校校区のD中学校に行きたいです。行けますか？

A7

現在、「指定校変更」によりA小学校に就学されていますので、手続きをすればD中学校に就学は可能です。12月下旬にC中学校の「**就学通知書**」が届いた後、D中学校に行きたい旨の「**指定校変更**」の届け出を1月以降にしてください。

Q8

特別支援学級を考えています。通学区域のA小学校ではなく、隣接するB小学校を選択しようと考えていますが、まだどちらの学校にも相談に行っていません。どうしたらいいですか？

A8

まずは、通学区域のA小学校に至急、就学の相談をしてください。（53ページ参照）

Q9

公共交通機関（地下鉄・バス）を利用して通学することはできますか？

A9

原則は徒歩です。ただし、中学校は通学区域外へ通学する場合は公共交通機関の利用は可能ですが、事前に学校に相談してください。（交通費は保護者負担となります）
小学校は通学区域外へ通学する場合で通学距離が長いなど、徒歩によりがたい場合は学校に相談してください。
小・中学校とも自転車の使用は自宅から学校まですべての区間において禁止です（4ページ参照）

Q10

別の校区から通学する場合、集団登校の対象外になるのですか？
また、各学校が集団登校をしているかどうか教えてください。

A10

通学方法は学校によってこととなりますので各学校にお問合せください。

